

松阪市火葬場予約管理システム使用に関する要綱

平成 30 年 2 月 6 日

告示第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が管理する火葬施設を使用しようとする者の利便性の向上に資するため導入した松阪市火葬場予約管理システム（以下「システム」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者 システムを使用する葬儀取扱事業者をいう。
- (2) ID 使用者を識別する符号をいう。
- (3) パスワード システムへの接続に必要な暗証番号をいう。

(対象施設)

第 3 条 システムの使用の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 松阪市篠田山斎場条例（平成 17 年松阪市条例第 161 号）第 2 条に規定する施設
- (2) 松阪市嬉野斎場条例（平成 17 年松阪市条例第 162 号）第 2 条に規定する施設
- (3) 松阪市飯南火葬場条例（平成 17 年松阪市条例第 348 号）第 2 条に規定する施設

(使用時間)

第 4 条 システムの使用時間は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則 24 時間 365 日とする。

- (1) システムの保守点検等を行う必要があるとき。
- (2) システムに重大な障害その他やむをえない理由が生じたとき。
- (3) 天災や事変その他非常事態が発生したとき。

(使用申請書の提出)

第 5 条 システムを使用しようとする葬儀取扱事業者（以下「申請者」という。）は、松阪市火葬場予約管理システム使用申請書（新規）（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、提出された申請書の内容が適当と認めるときは、申請者を使用者としてシステムに登録するものとする。

(使用中止及び登録取消し)

第 6 条 市長は、使用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、使用を中止し、又は登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 必要以上に予約の登録や取消しを行ったとき。

- (3) 正常なシステムの運用を故意に妨害したとき。
- (4) システムの使用が長期間ないと認められるとき。
- (5) 予約した対象施設を使用しなかったとき。
- (6) その他管理上支障があると市長が認めるとき。

(システムの使用料)

第7条 システムを使用し、対象施設の予約を行う費用は無償とする。ただし、システムに接続するために必要な機器及び通信に係る費用は、使用者の負担とする。

(転貸等の禁止)

第8条 使用者は、システムを使用する権利を他の者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(ID及びパスワードの管理)

第9条 使用者は責任をもってID及びパスワードを管理し、他の者に遺漏してはならない。

(登録の変更等)

第10条 使用者は、申請書により届け出た内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、速やかに松阪市火葬場予約管理システム使用申請書(変更・廃止)(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、パスワードを変更しようとする場合は、この限りでない。

(予約の手続)

第11条 使用者は、システムに自らのID及びパスワードを入力することにより、対象施設の使用の予約の申込みをすることができる。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けた場合は、使用者に受付番号を通知するものとする。

(予約の変更等)

第12条 使用者は、前条の予約を変更し、又は取り消そうとするときは、使用しようとする日の前日の午後4時までに対象施設の予約を取り扱う窓口によりメールにより連絡するものとする。ただし、軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

(障害の発生)

第13条 市長は、システムに重大な障害が発生した場合は、使用者に対して障害が復旧するまでの予約受付方法等をメール又は文書により通知するものとする。

(免責事項)

第14条 市長は、予測し得ない事象に起因するシステムの不具合により使用者に損害が発生した場合において、一切の責任を負わないものとする。

2 市長は、前項の理由によりシステムの運用停止等を行ったことにより使用者に損害が発生した場合において、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第15条 市長は、使用者が故意に、又はシステムの正規な使用方法に従わず、システム又はデータを消去し、又は破損させたときは、使用者に対して損害の賠償を求めることがで

きるものとする。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、システムの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年3月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月30日告示第310号)

この告示は、公表の日から施行する。